四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ

五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤

六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路

七　第三十一条第七号の土堤の堤面

17　簡易土堤の基準

一　［略］

二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配

二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ

四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

五　堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

六　土堤を兼用するときの通路の有無を目視等により検査する。

七　土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。

一　［略］

二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ

五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤

六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路

七　第三十一条第七号の土堤の堤面

17　簡易土堤の基準

一　［略］

二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配

二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ

四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

五　堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

六　土堤を兼用するときの通路の有無を目視により検査する。

七　土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視により検査する。

一　［略］

二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。